

6 犯罪被害者等に対する支援活動

警察は、犯罪被害の届出、犯人の検挙、被害の回復又は軽減、再被害防止などの面で被害者等と最も密接に関わり、被害者等を保護する役割を担っています。そのため、行政・医療・司法などの関係機関や民間被害者支援団体などと連携し、被害者等の視点に立った、きめ細かな支援活動に取り組んでいます。

■相談・捜査過程における犯罪被害者への配慮及び情報提供

●被害者の手引の作成・配布

各種支援制度や刑事手続の概要等をわかりやすく紹介した「被害者の手引」を作成し、被害者等へ配布して、記載された内容の説明を行っています。

●指定被害者支援要員制度

被害者等に対し、事件発生直後から、指定された被害者支援要員による付添いや相談対応などの支援を行います。

●被害者連絡制度

・殺人、強制性交等の身体犯の被害者又は御家族の方
・重大な交通事故（ひき逃げ事件、危険運転致死傷等）の被害者や御家族の方
を対象として、事件を担当している捜査員などが捜査の状況等について、被害者等に連絡を行っています。

●各種相談窓口の設置

警察安全相談（＃9110）のほか、性犯罪被害相談電話（＃8103）、ヤングテレホン（少年相談電話）等の相談窓口を設けています。



■精神的被害の回復への支援

●カウンセリング支援制度

精神的被害が深刻な被害者等に対し、臨床心理士等の専門的知識・技能を有するカウンセラーによるカウンセリング支援を実施しています。



【カウンセリング】

■経済的負担の軽減に資する支援

●犯罪被害給付制度

犯罪被害給付制度とは、通り魔殺人などの故意の犯罪行為により、亡くなられた犯罪被害者の遺族又は重傷病を負い、若しくは身体に障害が残った犯罪被害者に対して、国が犯罪被害者等給付金を支給し、その精神的、経済的負担の緩和を図ろうとするものです。

犯罪被害者等給付金の種類と金額

遺族給付金

支給額
犯罪被害者の収入とその生計維持関係遺族の人数に応じて算出した額
※犯罪行為により死亡した被害者の第一順位遺族に支給。死亡前に要した保険診療による医療費の自己負担額及び休業損害も併せて支給

障害給付金

支給額（最高額～最低額）
3,974万4千円～18万円
※犯罪行為により、身体上の障害が残った被害者に支給。障害は、負傷又は疾病が治ったとき（固定したときを含む。）における身体上の障害で法令に定める程度のもの

重傷病給付金

上限額 120万円
※犯罪行為により、重傷病（療養期間が1か月以上で、かつ、入院3日以上を要した負傷又は疾病、PTSD等の精神疾患である場合は、療養期間1か月以上、かつ、その症状の程度が3日以上労務不能であること。）を負った被害者本人

●公費支出制度

被害者等の経済的負担軽減のため、当該被害にかかる医療費等（診断書料、初診料、緊急避妊費用等）について公費で支出する制度があります。

■関係機関・団体との連携

長崎県被害者支援連絡協議会や被害者支援地域ネットワーク、犯罪被害者等早期援助団体「公益社団法人長崎犯罪被害者支援センター」等と連携し、被害者等に対する多角的な支援活動を展開しています。

■各種広報活動

犯罪被害者支援に対する県民の方々の理解と協力を得るため、街頭キャンペーン、パネル展、SNSを利用した情報発信等各種広報活動に取り組んでいます。



ID : @eud2167a

【長崎県警察犯罪被害者支援室 LINE QRコード】